

# 離婚別居の親 学校行事に出たくても

## 拒む元夫 取り決め守られず ■日程教えぬ元妻 頼りは担任

秋は学校行事のシーズン。離婚などで子どもと離れて暮らしている親にとっても、学校行事は成長した姿を見られる機会になる。しかし、元夫婦の間で、参加をめぐってもめるケースは少なくない。学校側はどう対応しているのだろうか。(杉原里美)

「学校行事、授業参観及び習い事の発表会に参加することを認める」

埼玉県的女性(48)は、2017年末に裁判で離婚が成立。幼稚園児と小学生だった男の子2人の親権は元夫が持つことになったが、



①別に暮らす長女の学校行事に行きづらい状況になっている埼玉県の女性は、「この問題を多くの人に知ってほしい」と話す  
②元夫に拒まれ、幼稚園の「母の日」参観に行けなかった別の女性に送られてきた作品。「ほかの子のように手渡しできず、つらかったと思う」と女性＝女性提供

法的にはどうなのか。文部科学省の担当者によると、学校行事に参加する「親は、「親権者」に限るわけではない。別居している親や、親権者ではない親が参加できるかどうかは、「学校長の判断」という。08年の国会質問でも、教育委員会や学校が個別・具体の状況を踏まえ「適切に判断されるべきもの」などとする答弁書が出ている。しかし、実際には、同居親が拒んだ場合は、同居親の参加を拒む学校が少なくないという。

### 同居親の意向 優先される現実

西日本の公立小学校の男性教諭(40)は「同居親が、別居親を『学校に入れないで』と要望してくるケースは毎年数件ある」と明かす。学校としてのルールはないが、「保護者同士のトラブルや子どもの安全を考えると、応じざるを得ない」。仮に別居親が子どもを連れ帰ってしまうと、責任が問われかねない。別居親が子どもを虐待していた場合などは、子どものために排除しなければならぬ。学校側は、本筋に問題のある親かどうか分らない。そのため、別居親は一律に『不審者』扱いしてしまおうと教諭は話す。

### 参加認められず 自治体を提訴も

公立学校の行事への参加が認められず、別居親らが自治体を訴えた裁判で、原告3人の代理人を務める作花知志弁護士は、「学校は、同居親から申し入れがあった場合も、事情を聴いて危険がなければ、別居親の行事への参加が子どもの成長にも資することを説明し、納得してもらうことが必要だ」と主張。作花弁護士は「離婚後は単独親権になる日本では、離婚後は独りで養育するものだと誤解してきた」ことが背景にあると考えているという。

### 子どもの安全と利益 国は「学校が状況踏まえ判断」

元夫は「園がダメと言っている」と言葉濁した。結局、園との話し合いもできないまま、次男は卒園した。長男の小学校には当初は「父」を受け入れられた。教頭は「母に見てもらったことが子どもの成長につながる。お母さんを拒む理由がない」と説明した。しかし元夫が学校に「保護者とは親権者だ」と抗議し、女性が行けなくなったという。埼玉県別の女性(53)は18年、病気を機に、元夫か

ら5歳だった長女を置いて出ていくように言われ、家を出た。小学校に入った長女は、運動会や参観日に行くこと喜んでくれたという。しかし、親権者に決まった元夫が再婚すると、長女の態度が「母親には会いたくない」に変わった。「父母の仲が悪いことを読み取り、離れて立って見ている父と母を見るのがつらかったのかも」。その後、行事に行きづらくなった。

昨年、離婚が成立した千葉県男性(49)は、元妻が5歳だった長女をつれて別居した後も、参観日や入学式に出席してきた。ただ、当初は元妻が日程をメールで伝えてきたが、元妻の不貞相手に慰謝料を求めて裁判を起こすと態度が急変。教えてもらえなくなった。担任が代わるたびに事情を話し、参観日などに出向く。「保護者として登録されているわけではない、モヤモヤします」